

## 2015.5.20脱原発、温暖化防止政府交渉(環境省)

司会：そちらで準備して頂いた回答を、最後までお願いします。

環境省：最初の質問と追加の質問にお答えします。環境省地球温暖化対策課の飯野と申します。

本日はお集まり頂きまして、ありがとうございます。しっかり勉強させて頂きまして、お答えもさせて頂きます。よろしく願いいたします。

この追加の質問と書いてある紙に沿いまして、お話をさせて頂ければと思います。まず、1番に約束草案のCO2削減案の幅ということで。森林吸収や他国での削減も含まれていて不十分であると。この案はパリ会議の合意に水を差すものではないか。約束草案には自国内での削減を示すべきではないか。というご意見を頂戴しております。お配り押ししております横書きの資料でございます。これは日本の約束草案要綱です。ここの冒頭に国内の排出削減吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26%の水準にするという目標を掲げております。この中には他国で行うものは、入っておりません。その上で、他国のものはどういう扱いになっているかと申しますと、4ページの3というところで、JCM及びその他の貢献というところがございます。JCMというのは、ご存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、ご説明させて頂きますと、日本と他の温暖化の条約の締約国の間で協力をする、日本の関係する企業も含めて技術を使って、例えば省エネですとかフロンガスの回収とかそういったプロジェクトを実施して、その削減した内の日本の寄与した分を合意をして、100トン減った内の50トンとか、1万トン減った内の3千トンとかという形で、日本に移転をしてくる。そのやり方だとかは、日本と相手国の政府の間で取り決めるという仕組みでございます。この仕組みを使いまして、5行目にある通り、2030年までに5000万から1億トンの削減や吸収が見込まれるというものであります。これは、先程冒頭に申し上げた、1ページ目の一番上に書いてあります、26%の削減には入っておりません。ですから、海外のプロジェクトはどうかということは別として、日本の国内できちんと削減と吸収をすすめて、26%の削減を達成するという目標になっています。その上で、5000万から1億トンの国際貢献を見込んでいるということになっております。一言でお答えするならば、他の国のものは削減目標の26%には入っていないということをご理解頂いて。その上で森林吸収が入っているのは、これはいろんな議論があるのかもしれませんが、森林吸収の気候変動枠組条約の中で見込まれている対策でありますので、何か例えばこれがあるから削減しなくていいと、そういう意味でなくて、しっかりやるべき対策の一つとして、吸収の動きが進んでいるとご理解を頂きたいと思っております。まず1番目について、ソいう答えになり、ご説明をさせて頂きました。

2番目でございます。これは①から④になっておりまして、経産省の示した電源構成の案についてのご意見で、①が原発、②が石炭火力、③が再生可能エネルギー、④がエネ

ルギー消費量ということでございます。

まず、原発の比率についてでございますが。これは、そもそもはですね、エネルギーミックス自体が安全性を大前提に、安定供給やコスト低減、環境適合といったバランスを確保する中で、決まったものであります。その中で原発の比率を決定をしていったということで、先程の経済産業省のほうからも、繰り返し説明があったのかと思いますが、この数字が原発の再稼働についての規制委員会の審査等を予断するというものではございません。また、新增設についても、現時点では新增設については考えていないということを前提にした数字であるというふうに承知をしております。原子力発電につきましては、環境省の外局に原子力規制庁がございまして、規制をするということで、規制と運営が分離するという構造になっているものですから、それ以上の原子力の再稼働についての、私どもの予断をあたえるような方針というものについては差し控えさせて頂きます。

2番目にですね石炭火力についてのご意見がございます。石炭火力はCO2あるいは大気汚染の観点から問題があるのではないかとということでもあります。石炭火力は他の電源、燃料源と比べて非常にCO2が多いということは、これは事実でございます。私どもとしては政府としてそのことをきちんと認識をしております。そういうことで、先程申し上げたような安定供給ですとかそういうことを含めたミックスの中で26%という数字でございます。この中で今の増設が進んでいけばこの26%と矛盾するのではないかとご質問がございまして。これは確かに各社が石炭火力の新設や増設を計画しているというのは、計画としてございます。その内の相応な部分が環境影響評価手続き、つまり発電所の環境影響を評価する手続きが始まっておりまして、そのままになればCO2の増加と矛盾するというのは事実としてある。その通りでございますので、26%というミックスの、これは今の時点で案の段階でございますが、最終的なCO2の削減のわが国の目標が決まりましたら、それと整合する形で電力供給全体のCO2を削減する枠組みを作って頂くということになっております。ここは即ち個別の石炭火力発電で非常にCO2が多いものもあれば、再生可能エネルギーのようにCO2の出ないものもありまして、天然ガスのように石炭よりも少ないけれどCO2が出るものもある。こういういろんなものがありますので、トータルでCO2が出る量を日本の目標に整合するような数字、要するにならば1個も建てていけないということでもなければ、石炭を10個建てていいということでもなくて、石炭や天然ガス、再生可能エネルギーの総和としてですね電力供給のCO2の量が目標に整合するように、そういう枠組みを作っていけたらということで、政府として方針がございまして。現在電力会社や新規参入の企業の間で話し合いがされているというように聞いておりまして、私どもとしても、その枠組みを業者がきちんと作るということに関して、検討に協力をするというふうにしていきたいと考えております。

それから環境アセスメントの期間を短縮することが考えられているけれど、それでは規制緩和ではないかと、どうする

んだということがございました。全体としてのCO2の排出量の抑制については、ただいま申し上げたとおりでございます。その上で個別の石炭火力の環境アセスメントの短縮ということについては、まず例えば審査基準がございます。これをきちっと環境アセスを審査する。この基準を緩めるとかですね、この部分は見なくていいとか、そんなことはございません。ですからしっかり中味のアセスメントをするという方針に変わりはありませんし、今でもそのようにしております。おそらく短縮とおっしゃっているのは、迅速化をするためにガイドラインを作りましたしてですね、現場で同じ環境保全のチェックができる前提で、迅速に審査をするという実運用をしているということでありまして、これが環境保全のチェックに甘くなると、ということにならないようにこの前提で、できる範囲でできるだけ早く審査をするという努力をしているものでありまして、ご心配ないように引き続きしっかり審査をしていきたいと考えております。

3番目の再生可能エネルギーの比率についてであります。認定済みの計画だけでもある程度20%いくのであって、これでは推進にならないのではないかとご指摘でございます。これについては最大限導入を進めるという方針の中で、固定価格買い取り制度の買い取り費用が、電力のコストにあたる影響等も勘案をいたしまして、最も適切な電源構成の案を作るという方針で、このようなミックスになっておりまして。まずそのことをご理解頂きたい。そのことと、認定済みの建設計画だけでももっとということでもありますけれども、認定済みの建設計画がそのまま動くかどうかということとはまた別の要素がございますので、この認定済みのもの全てを動かすという前提から上積みをするということではなく、あるべき姿ということで出したものであるということをご理解頂ければと思います。

優先接続についてでございます。これについては所管が経済産業省になるのですが、現行の固定価格買い取り制度の法律、あるいは電気事業法の中でも優先給電のルールがございまして、おそらく心配をされているのは、出力抑制の問題だと思いますけれども、このルールがですね、きちんと適切に運用されて、いわば過度な出力抑制にならないということについては、おっしゃるとおりだと思います。その点については経済産業省の方でルールをきっちり設定して運用することが進められておりますので、私どもとしてもその検討に協力していきたいと考えています。

最後に人口減少に対応してエネルギー減少をというものでありますけれども。この人口の問題については、別途ですね、環境問題と別途議論をして対応していくということが国の、あるいは国民全体の総意だというように理解しておりますが、その上で2030年の発電量の見込みにつきましては、国の人口やあるいは経済の規模ということを見込みまして、そこから省エネの容量を設定しております。必ずしも人口が減少するという前提で積むということではなくて、そのあるべき姿を想定したということをご理解頂ければと思います。省エネの飛躍的な促進の対策のことについては、

個別の説明は差し控えますけれども、様々な省エネ機器の導入ですとか、運用の改善ですとか、そういう考えられる対策を細かく積み上げて、五千万キロワットの省エネをするという目標を立てて、このような数字にしておりますので、相当意欲的と申しますか、相当な対策が必要になってきますので、我々としてはそれをしっかり対応させて頂きたいと考えております。

最後に3の約束草案の意義ということでございます。約束草案については、国際的に遜色のないものを作る、あるいは裏付けの対策をしっかりと積みながら数字を作るという考え方の下に、数字を検討してまいりました。従って、案の段階ではございますが、私どもとしてはその考え方に沿った数字であると認識しておりますし、今後もそのことをしっかりと説明してまいりたいと考えております。

追加分については、以上です。

引き続きまして補足説明させていただきます。私は環境省総合環境制作局環境経済課の課長補佐の岡崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま御説明させて頂きましたのは、追加の質問に対する答えでしたが、当初頂いておりました当面の要求を拝見いたしまして、5項目ございますけれども、このうち(1)～(4)はただ今の飯野からの説明と重複しているところで省略をさせていただきます。(5)番について、補足をさせていただきます。「炭素税の高い設定など、CO2排出を抑える抜本的な対策を行ってください」ということであります。CO2対策、温暖化対策全般に対しては先程説明をいたしましたけれども、今般約束草案の要綱を発表させていただきます。これから政府の中でも議論をして、国民の中から議論をもうけて、最終的に決定していきますけれど。具体的にやらないといけないこととしては、6ページ以降のこの中の表がお配りした資料についておありまして。この約束草案については、みなさまからの意見を頂いているところですが、我々も達成するためにはあらゆるところで追加的な対策を取っていかねばならないということでございます。6ページには鉄鋼業ですとか化学工業ですとかそれぞれ分野ごとに追加の対策を書いてあります。7ページが業務その他ということで建築物における取り組み、8ページは家庭部門の取り組み、運輸部門の取り組み。これから2030年に向かって取り組むに当たっては法改正も必要かというように思います。具体的には住宅建築物には断熱の義務づけをしようということで、国土交通省を中心にこういった規制もあると思いますし、自動車の排ガスの増加をしていくということで、規制もございますし、石炭火力の問題もありましたが、CCSの技術を開発してそれをどのように導入していくかということ、様々な政策がある中で、今回申し出て頂いた炭素税、税の仕組みを使ってCO2を下げていくということも政策のパッケージの1つとして、考えていく必要があるということ、私どもも同じ思いで考えております。温暖化対策のための税金といたしましては、平成24年の10月から地球温暖化対策の税というものがすでに導入されております。これはご承知の方

もおられると思いますが、石油石炭税の既存の税の特別の措置として、CO21トン当たり189円ということで、これは石油、石炭、天然ガス様々な化石燃料がありますが、あらゆる化石燃料に対して、CO2の量に応じて税を課す。そういう意味では石炭にとっては一番厳しい税率になっておりますけれども、こういった制度を2014年の10月に導入してございます。導入するときにも委員の方々、企業に方々、国会の先生方々、沢山の議論がございまして、税率も3段階で、段階的に引き上げていこうと、経済的な負担ということで、産業界だけではなくて、一般の市民の方が心配されておりましたので、税率を3段階で引き上げていくということで、これは法律が国会で成立していますが、来年の4月から最終的な3段階目の税率が施行されることになっています。これは震災の翌年にスタートしまして、電気料金が上がったり、大変な中で温暖化対策を始めようということで、税金の仕組みの中で温暖化対策を進めていくということで新しい制度をスタートしてきました。トン当たり189円ということですが、北欧の国スウェーデンとかフィンランド、温暖化対策に先進的に取り組んでいる国に比べますと税率は低いという現状でございます。これから2050年、30年と長期的に取り組んでいく中で、先程ありましたように、規制事実でありますとか、税の仕組みですとか全体的に取り組んでいく必要があると、そういう位置づけの中でこの税の仕組みというものを、国民の方々の理解を得ながら活用することができるかということ、私たちも世界的な状況を色々勉強しながらも、仕組みを作っていくと思っています。ありがとうございます。

司会： 以上でよろしいですか。

それでは追加質問書の1つ目の約束草案のCO2削減案について質疑を行いたいと思います。質問意見をお願いします。

質問： 17%で十分ですか。遜色ないですと。40%というのが普通なのですか。

環境省： 今回お配りをしている参考例を資料の3ページ目に主要各国の、日本と米国とEUの約束草案の比較をしております。今17%とおっしゃったのは90年比ということですが、おそらくちょっと90年の数字が、確認作業なんかで若干ずれたので、頂いた意見は17ですが、この数字が十分野心的かということとして、これは何を以て野心的かとか、遜色がないかという議論があらうかと思いますが、基本的な考え方としては、わが国としてできる、やるべき、できるべき対策をしっかりと積んでいくということと、安定供給や安全性も加味しながらエネルギーの構成を考えることがまずあるので、その上で各国との遜色のない数字を積んでいくということです。これは2013年比26%、2005年比25.4%、1990年比18.0%というわが国の目標が、他の国と比べてどうか。今、40とおっしゃったのが、EUの1990年比の数字の問題だと思うのですが、これについては、ここを比べれば、90年比の目標は少ないと思うのですが、それは事実です。あるいは米国と

比べると、2005年比で26~28という数字を出してしまっていて、下線を引いたのが出している数字です。いろいろな比べ方があると思いますが、なかなか単純に比べられないということが、是非ご理解を頂きたいと思います。それから、いろんな比べ方があると思うのですが、4ページはGDP当たりの温室効果ガスの排出量はどうか、次の5ページの一人当たりの排出量の数字はどうか。2030年の日本の排出量の目標は、上の四角の中に書いてあるとおり0.16kg、これが1ドル当たりの排出量。これを他国と比べますと、米国が0.27~0.28、EUが0.17、これだけで単純に比較できるものではないが、遜色がないと言っている一つの参考資料だと考えています。

5ページ目に一人当たりの排出量がありまして、これは日本が2030年に8.9トン、米国が2025年に15~16トン、EUが6.5トンと。EUに比べれば、若干多いですし、米国に比べれば、半分より若干多いぐらいになると。こういう数字を見ながら、我々としては一つの目標案という形で設定をさせて頂いてるところでございます。

司会： ということですが、いかがですか。

質問： 目標はいいんですが、具体的な施策として、例えば森林吸収ですが、多く出して多く吸えばいいというわけではないですが。森林吸収の具体像がなかなか見えてこないですよね。頂いた資料の最後の所に、森林林業体制の推進による温室効果ガス吸収の推進と書いてある。この中味はどういうことなのか。農水省とはどういう話ができていますのか。

環境省： 詳しくは林野庁に聞いて頂ければありがたいと思いますけれども。概要を申し上げますと、今、日本の森林、林業というのはご承知のように、木材、材木の内外格差が広がったり、少子高齢化で林業に携わる方が減少したりして、林業自体が危機的な状況にあると思っています。林野庁ではCO2の吸収源ということはもちろん重要ですが、林業そのものを立て直していくということで、森林には林業という経済的な側面もありますし、CO2を減らすという意味もありますし、生物の養成ですとか、土砂災害の防止ですとか、いろんな副次的な効果がありますので、森林そのものを立て直していくことが、経済的にですとか、環境的にですとか、災害防止に役立っていくということで、取り組んでおられると思います。吸収源という観点で申し上げますと、日本では戦後の時期に沢山植えた杉を中心に針葉樹を沢山植えたものが、そのまま放置されているところが増えてしまっていますので、木が高齢化をしてしまっているのです。木は若いときには育つスピードが大きいので、吸収する量が多いのですが、木も高齢化をしますと、毎年毎年新たに成長する量はスピードが落ちてしまいますので、吸収する量は今下がってきてしまっております。具体的に申し上げますと、2008年~2012年これは京都議定書の第1約束期間では、6%の日本の目標の3.8%は森林吸収源の吸収量に相当するという計算がございました。当時3.8という数字は2008年~

2012年の5年間の平均です。この次2020年の削減目標の中では3.8%の日本の削減目標が決まり、2.8%が森林ということ。今回は26%の内2%。森林のところではいいですと、3.8、2.8、2ということで、木の高齢化によって、吸収する量が減ってきてしまっているということがあろうかと思えます。ただ、放ってしまっておくと高齢化をしてしまう中で、可能な限り、下草を刈り、間伐をして木を育てていくと。育った木は販売をしたり、バイオマス発電に使ったりしていくと。林野庁として最大限のことを取り組んでいくと、今回のように2%の数字が達成することができると。林野庁が計算をされて、政府全体の案の中に、その数字を入れていると。

質問：その数字をそのまま反映しただけなの。

環境省：京都議定書の約束のルールで計算をして、最大限約束に取り組んだ場合は、2%に相当する吸収量を稼げるということで、林野庁が提出した数字を採用しています。はい。

質問：環境省としては、林野庁の施策に対してどういう風な関わりを持つのですか。ただ、林野庁が言っているだけで、環境省としては同意をしていない。ということですか。

環境省：協力し合っている部分はいくつかあると思っております。一番大きいのは再生可能エネルギーとしてバイオマス発電を推進していくということは、間伐を進めることにもなりますし、間伐で集めた木材を使って電気を作っていくと、それは火力発電の代替になりCO2を減らすことができます。バイオマス発電について、先程申し上げた地球温暖化対策税の税収の一部を環境省と農林水産省で連係事業ということで予算を一緒に、省庁の縦割りではなくて、一緒に全国で9カ所ですが、モデル地域を決めて、木材を山から集めてきてそれをバイオマス発電所に運んで、そこで発電をするという。その運ぶためのトラックのリース代等は発電所のプラントに必要なコストだということを両省庁で協力をして、予算化をして支援をしています。こうしてモデル事業の先事例を沢山積み重ねて、全国に広げていきたいと思っております。

質問：今岡崎さんですか、ズーと言われていたのは、環境省の立場で言われているのですか。過熟林の話がされていたのは、環境省の立場で話をされているのですか、それとも林野庁がこういうふうに言ったと、それを私たちに紹介するためにそういう数字が使われて説明されたのですか。そこを教えてください。

環境省：今申し上げた数字は、今の時点での政府としての方針ですので、・・・。

質問：環境省としてもその立場で考えておられるのですね。

環境省：はい。

質問：そしたら、その矛盾点を言いたいでしょうか。CO2の排出

量ですね。その話が出ていますが、その時に、一番沢山CO2を吸い取るのは、植えたときですよ。植えたすぐなんですね。そしたらその時大量に木を植えまし、成長が早いので、沢山CO2を削減します。そこに貢献します。それは植え立ての苗木であって、本来の木と、私たちが環境省として必要とされる部分の自然の生態系だとかそういう部分を考えたら、まるっきり逆の立場なんですね。要は、大きな木は、大きな木の機能、いろんなバランスがありますから、CO2だけではなくて、他の部分も一緒に吸収しているわけですよ。それから、動物の住み家なんかにも適応してますしね。そういういろんなバランスを考えて、そこで単なるCO2の吸収だけの話ではね、やっぱりおかしいんですよ。だから、先程言っているように、環境省の立場でね、林野庁が言っているのを、ただ林野庁がこう言っていると紹介するだけなのか、それとも本当にいろんなバランスが見えなくて、話をされているのか、そのへんが非常に疑問になったのですよ。以上です。

質問：ごめん。ちょっと追加して聞きたい。環境省、めっちゃ守りに入ってますよね。この案を説明するしかすることがないというような感じで、これを決めたから環境省は何も言えなくなっているのですかね。OKと言ってしまったのですかね。今日、日経には、日経の編集委員の松尾さんという人が書いていますが、環境省は再生可能エネルギーは最大35%に増やせると主張したと、書いているのですよ。審議の過程で。ここでは20%しかできないのでと説明されましたよね。原発もこれしかない、というような説明がされていますけども、もうこれで環境省も経産省も両方の審議会で併せて議論してますけれど、もうそれで決めちゃったから、もうパブリックコメントをして、あとは終わりという段階ですか。今日私が来たのは、無駄だったのかな。ちょっとそれを伺いたいですよ。今日は、めっちゃ守りの説明を聞きましたよ。ちょっとは、私たちの意味もないと、無駄に来てしまった・・・。

環境省：森林のほうから・・・。

私たちの説明の趣旨が十分伝わらなくて、申し訳ございませんでした。今日は温暖化ということで、吸収源のごとでご質問がありましたので、温暖化に寄せて説明をさせていただきましたけれども、ご指摘の点も、私も同じような問題意識、環境省としても持っております。例えば、森林については、森林に関係の予算を沢山増やしてですね、この林道を増やせば材木が運びやすくなるのではないかと。というような議論で、林道の予算を増やすべきだという議論がございますけれども。林道を作ることによって、森の中の生態系が分断されるといったことはもちろんございます。林野庁、環境省、国土交通省関係省庁では、こういった問題を議論してございまして。例えば、森の中でも、今林業に携わる方が減ってしまっていますので、もちろん林業として支えていく部分、民間の方にも頑張ってもらって、国としてもいろんな経済的な支援をして、支えていく部分については林業で頑張ってもらおうと。ただ、ここはどうしても経済的にコストも高いですと

か、そこで実際現場でもってらっしゃらないところでは、今の針葉樹をもう広葉樹に転換していこうということで、しばらくは針葉樹も生えていますので、針葉樹と広葉樹の混交林と申すのでしょうか、混ざった形でしばらく何十年かいくと思うのですが。まず、そのまま放置しておいて自然の生態系に戻していくような地域も、ある程度しっかり議論をして決めていく必要があるのではないかと。ということも議論してまいりまして、これから国全体が計画を見直していく中でも、そういった視点を入れていくべきだということを環境省としても主張しております。それから、最近、今年から環境省で特に力を入れている取り組みは、プロジェクトとして森里海連係ということを重視して、自然環境醸成を打ち出していきたいと思っています。森で木が生えることによってそれが山の中に養分として、窒素とかリンとかいろんな物質が入り込んでいて、それが海に流れていくと。

質問：言いたいことは、要は質の問題でしょう。だから、それで一言で済むのではないのでしょうか。だから質を、森をちゃんと育てる、そういうシステムをちゃんと作って、それに対してやっていくと。単なるCO2削減の道具にするのではないということですよ。というのは一つだし、日本だけではなくて、海外でもやっぱりプランテーションのあり方なんかもある。だから、そういう中でCO2を削減するために、質をちゃんと維持しながらCO2を削減できるように貢献していくという、それだけの説明でいいんじゃないですか。

環境省：トータルでいろんな環境問題で、ある問題が解決すると他の問題が出て来てしまうということがないように、あらゆる問題をやるということで。質ということであればそうかもしれないませんが、取り組んでいきたいと思っています。

質問：取り組む内容が見れば判るのです。当然なんです。見れば判るし、今の日本の林業の状態を見たら、これは何とかせにゃいかんと。誰もが判ることなんです。ただそれを具体化する、具体的な施策として、先程モデルプラントを作って、バイオマスエネルギーを普及させていく。これもいいが、それをどれくらいの規模で、どれくらいのスパンでやっていくか。その辺の具体的な所を教えて欲しい。

環境省：今のご指摘は数字の元になる政策を、どういうふうに具体的にやっていくかという質問と思います。先程から吸収源の森林対策についてのご質問もありますが、他のものも含めて、今後目標を達成するための計画を、きっちと作る作業をしまいにあります。もちろん、目標の数字も案の段階ですが、達成する方策をきちんと計画を作る。

質問：今作ってる？

環境省：今これから計画を作る作業をします。最終的には地球温暖化対策法という法律の中で、目標を達成する目標を閣議決定して公表する。きちんと閣議決定していくことになるので、この中に省エネのことも吸収源もあるので、しっかりとした対策の計画を作りたいと思っています。今のご指

摘も、中で踏まえて計画の作業をする。林野庁とも協力をして進めていきたい。

質問：目標はこれでいいの？

環境省：今の目標が不十分ではないかということのご指摘でございまして。これは様々な、今日も様々な意見があらわれると思いますし、この紙にもそのようにあります。その質問に対する答弁ということで、繰り返しになるので避けたいと思いますが。先程も申し上げた通りで、その上で、例えば再生可能エネルギーが35%いけるという報告書があったにもかかわらず、24でやっているということは妥協じゃないかというご指摘だと思うのですが。一つご理解を頂きたいのは、35%という数字は、それは間違いでしたということではなくて、こういう2050年の最大に導入目標に向け、導入ポテンシャル、2050年ぐらいまでにどれぐらい導入可能か、日本中の屋根に置くとか、そういう物理的な目標があって、そこから逆算をすると、2030年ぐらいにどこまでいける可能性があるかという、ある種物理的な数字として。例えば電力融通をこういう仕組みにするとこうだとかという数字を作ったものなのです。それは計算が間違いだったので撤回したのではなくて、そういういろんな可能性がある。それはきちんとエネルギーなどにも数字を出して、議論をして、例えば価格への影響はどうするとか、そういうことも考慮した上で最終的にあの数字になっているということ。その数字が低すぎるということは理解します。そういう環境省の途中段階の検討は全部誤りで、撤回してこの数字で妥協したということではなくて、議論の結果としてこうなっていることを、一つ数字の位置づけということでご理解頂きたいと思います。

質問：IPCCの必要から考えれば、2050年は限りなくゼロですよ。CO2排出量は。そういうような、悲鳴のようなものですよ。それとかけ離れてるでしょう。この18%というのは。

環境省：えーと、あのー、最終的に温度上昇を、2度程度の抑えましょうという目標がございまして、世界全体で。これは7、8年ぐらい前の締約国会議の中で、地球全体で2度くらいに抑えるために、これ位のモードであるのであって、ここから計算すると、大体ですね2050年に全体で40~70%、いろんなシナリオがあるので減らすと。2100年頃に大体ゼロにすると、今おっしゃったことだと思います。世界全体で半減。40~70。とりあえず50、半減。先進国は80という、国際公約がございまして(2050年で)。日本はどうなんだということについて、日本は国内の閣議決定の中で、80%という目標を掲げております。今回の数字がそれに向かってどうなんだということについては、2030年、もちろん2030年以降も大切と併せて2050年の目標になるわけですけれども。そこに支障になるような数字ではない。というふうに考えておいて。いずれにしろ、2050年に80%まで減らすぞというわが国の政府方針は変わっておりませんので、そこはそれに対する対策はしっかり進めていくということに変わりはありません。

質問： あのですね、農村に住んでいると、今の話なんか全然理解できません。正直言って。林野庁なんかは、国有林を手入れはできないわけですよ。そして各個人が杉を植えておりますね、もう60年、70年ぐらいの杉が、戦後植えたのがあるわけです。それを買う人がいないわけです。だから切ってもらには、お金を自分から出さないといけないわけです。日本はそういう状態です。減反で、田んぼもなくなりました。畑もなくなりました。そこは草畑ですよ。だから国がですね、もう少し投資し、そういう所には太陽光でも据えるような予算を持ってきたいと思うんだけど。もう林野も営林署が3つも4つも一つになっているわけ。それぐらい田舎は営林署なんかは、仕事はないんですよ。国有林なんかは手を付けられません。そういうのが現状やと思うのですね。

質問： 一つはですね、450ppm、平均温室効果ガスの大気中の濃度はそこまでいっちゃってる。2℃のラインのところまで来ているような報道がありましたね(400ppm)。相当焦らないといけないのに、2050年80%だから、26%程度でいいやというのは、あまりにも消極的な姿勢としか思えない。経産省と環境省と同じデータを使って議論したという話を聞いているのですが、そうですね。

環境省： そうです。

質問： 35%削減というの、同じデータでやっているのです。合同審議会で。なんでその、僕から見ると、経産省寄りの結論になったのかというのが、今ひとつ理解できなくて、環境省が押しがたなかったのではないかと。いうふうに思ってしまうのだけど。長期的には再生可能エネルギー等々で解決していかないと、原発20~22とこれは実現可能性がどう考えてもないんですよ。そして、これまで原発で、原発の割合が割と高くして、電力部門のCO2削減ってやってきたけど、ことごとく破綻していった。増えていますよね。電力部門のCO2排出量。にもかかわらず、同じようなやり方で、対応していく、その本当に達成できると考えているのですか。2030年以降80%に持っていく見通しをちゃんと持った上でやってんのか。その所は、非常に曖昧ですよ。2030年以降、どんどん原発を作ればいいみたいところでやっぴんのかみたいな話に決まっている。

司会： 電力の1次エネルギーに占める割合は20数%ですね。それに対して、CO2の排出は40%ぐらいが電力由来と言っていますね。ということは、電力が多く出しているということです。だから電力の割合が大きいと思いますよ。それから、再生可能エネルギーの割合が35%という話が出ましたよね。これは原発との関係で決まってくると思いますよ。原発については、もう20~22%は当然無理なので、再生可能エネルギーでやらないといけないと思うし、石炭火力に至っては、短縮の話は25年の4月に決まったわけですが、この時点では石炭火力は3基ぐらいしか、21年度までに石炭火力3基しか新設計画がなかったのですが、この時点ではかなり増えてますよね。情勢が変わっているのです。それと、

ここでは高効率の火力、LNGも評価してますよね。石炭の効率でいえば40%ぐらいですよ、それに対して最近のLNGについては、52、3%ですよ。何故効率のいいLNGを減らして石炭を増やしていくのかと。ある意味では温暖化対策に逆行すると思うのですよね。そのあたり、コストの話とかあると、経産省は言っていました。そこはよく考えなければいけないと思います。

質問： ここで一言答えて欲しいは。

司会： それと、省エネについて。省エネについては石油危機の時には頑張ったけれども、それ以降については、政府の資料にも出ていますが、あまり努力をしてなくて、これからまたやろうということですよ。もっと省エネで、飯田さんのグループなんかは、省エネで30%ぐらいはいけるといような試算をしています。そのようなことも含めて、もっと省エネができるのと違うのかという話もあると思いますが。

環境省： まず、再エネの報告書については、35というのは一番数字を多くするために対策を取った場合。それで、3つシナリオを作っていて、35と31と24だったんですね。いろんな設定があって、数字を出して議論をして24、それでまたま、その、その、低いものと一致しているのですが、低いものと一致させたのではなくて、いろんな数字を出し合った結果なっていて、それは、その、ですから極端なことを言えば、35、31、24以外のそれよりも低いとか、それよりも大きい、35より、40とか45とかという御提言を頂いておりますから、その3つしかなかったということではなくて、その数字を出し合って議論して24の数字になっているということが一つです。それから石炭についてなのですが、一番効率がよくても天然ガスよりもCO2が倍近く出るというのはその通りですし、ですから環境面で非常に課題があるというのは、これはエネ庁も環境省も共通の認識で、その上でエネルギーのベストミックスを積むときには、発電コストを十分加味するというので、ご存じのように燃料費が十分安いということがありますので、石炭についても一定の評価をした結果、その、電源構成中26%という数字になっております。それでも、先程の懸念にあるように、今できたそれよりも遥かに上回るような、民間の電力会社の計画になっておりますので、それは最終的に、電源構成上は26%なので、電力全体の排出量のいくつになるという所に収まるようにするという計画を作るようになっていきますから、そこに収まるようにするという前提であります。そこに我々もきちんと関与をしていくということでございますので、ご心配のようにならないように努力をしていきたい。

質問： その調整は、再生可能エネルギーでやる？違うでしょう。大体、経産省が考えている石炭との調整は原発ですよ。

質問： 石炭火力をここは許可して、ここはあかんというのは、どうしてするの？9電力間であればできるかもしれないが。電力を自由化するのですよ。次から次へと出てくるのを、あなたはダメ、あなたは良しなんてどうやってやるの？経産省

も困ってましたよ。

環境省：中村と申しまして、環境アセスメントの担当ですけれども。おっしゃるとおりで、電力自由化するのは、来年度、もしくはその先で、電気を売る人が自由化されていくということで、その電気を売る人と作る人が、今まで原則として一体でやっていたものが、作った分売るという仕組みにならない中でどういった形でコントロールされていくのかという関係の面からも気になるという所はありまして、我々は環境影響評価、つまり発電所を作る段階で環境に影響が無いようにはどうするかという観点で関わっているところですけども。一つは、個別の発電所が環境の負荷が大きかったとしても、その中でも利用可能な最大限の技術を使うということを確認して審査をやっていく。それはあくまで一つ一つの発電所がその範囲であって、あと個別の発電所が全体の発電所に関与して、先程飯野の方から申し上げましたとおり、全体としてコントロールされるように絶対していくという環境アセスメントの中で我々の努力をして、それに外れるようなこと、それに関係なく作って淡々と運用できないような形で、計画と整合するよにということを厳しく審査するという形で、全体がコントロールされるような形にしていきたい。

質問：関連して質問。さっき2番の2のところ、石炭の燃焼による大気汚染は住民の健康に対する権利に反するものという所については、何も答えられませんでした。CO2については全体を通じてコントロールするというような。それについては、僕はできないと思っているのですが。これ、重金属とかPM2.5とか、そのへんの自由化で石炭火力も含めてどんどん広がっていく中でどんなふうに規制するのですか。

環境省：まず私は環境アセスメントの担当ではありませんので、全体の話で申しますと。そのアセスメントは事業を実施する前の話ではありますけど、当然発電所ができた後、好きにやっていいかということではなくて、大気汚染についていえば大気汚染防止法で厳しく排出規制がされることになりまして、水銀についても現在様々ところで検討されているとおりでございまして、重金属についてもそうですし。それだけではなくて、アセスメントの中で、発電所を作る段階において、先程のCO2の観点だけでなくて、大気汚染に関する環境装置についてもできる限りのことをやっているのかということも審査していくということになりますし。法律の枠より小さい発電所が最近作られているという側面もあって、そういうものについても環境保護についてどういう対策をとればという先進的事例を示させて頂いて、あの、国と自治体と連携しながら見ていくということですか。あるいは地域の環境保全協定の中で管理して頂けるように、自治体さんの方でも、あの全体として正にそのように環境負荷が増えることが無いように取り組んで……。

司会：今日の新聞によると石炭火力はアクセスなしで次々出てきたから、環境省は政令改正も検討しているとの記事が出ていました。

質問：都道府県に頑張ってもらおう。

環境省：昨日、環境審議会という審議会がありまして、その時に環境影響評価制度の小委員会というものがありまして、その中で、その、おっしゃるとおり小さい規模の石炭火力所が次々増えているという状況がある中で、今は環境影響評価法の対象外ですが、様々な先程申し上げましたガイドラインとかを使いながら、全体として環境保全対策をどうするという話の中で、委員の先生からもう少し総合的な対策を検討するよにことのご指摘があった。それを記事にして頂いたのかなと。

司会：どれぐらいあるのか、わかいます？アセスに関係ない小規模なもの。

環境省：全部を網羅しているというわけでは無いですけど、報道されているプレスリリース。私どもはプレスリリースを見たりだとか、環境影響評価の書類の中で公表されているものは……

司会：把握しているの？

環境省：実際は、なんと言います、報道されているものというのは、それは事業者さんが自分で言っているものではなくて、新聞報道というものもあります。

質問：経産省はつかんでないと言うんですよ。環境省はつかんでなかったら、どうするんですか。知らない間に作られてしまいますよ。

環境省：公表ベースの資料から我々が探しているのですね。経産省さんは電気事業を所管している省庁さんの観点だと思うのですが。

質問：アセスにかかっているのは判っているけど。

質問：アセス以外に沢山あるしね。アセスも問題です。一律禁止しないとダメじゃないですか、石炭火力。

環境省：はい、経済産業省のために弁解するつもりはないですが。おっしゃる通りで、逆に言えば、小規模な火力発電所であったとしても、設置された後の環境規制は当然かかるということは、申し上げさせて……。

質問：そんなの、無駄なこと。作らせて、運転させないでできないでしょう。

環境省：あともう一つは、アセスメントの対象か対象でないかは、アセスメントの担当としてすごく大事に思っていますけれども。対象でなかったとしても、自由にやっていいかというところではないかと思っていますし。あの、電力業界全体での、あの、総括削減という所に関係ないということではないと。

質問：最後に確認。これ、約束草案の案、パブコメだけ。今から国民のご意見を聞くの。前は公聴会とかをやっている

るんだけど。パブコメで終わり？パブコメは全然反映されな  
いですが、何とかしませんか。(会場から「公聴会！公聴  
会！」の声)

環境省：この案を最終的にどのように確定していくかという  
手続きについては、未だ決まっていないうんですけども、今  
パブコメだけではなくて、要するに実際の場で意見を聞くよ  
うな場を設定するべきであるというご意見であると思いま  
すけど。それはそういうご意見だということで、決めていく中  
で参考にさせて頂きたいと思えます。

質問：ありとあらゆる意見を聞いてよ。大切なことやから。人  
類の未来のことなんやから。ありとあらゆる形で意見を聞い  
てくださいよ。

環境省：おっしゃることは判りましたので、プロセスの検討  
の中で参考にさせていただきます。

司会：ということで、時間もきましたので、いいですか。

質問：基本的に環境省頑張れというスタンスで。

質問：頑張っって欲しいですよ。今日聞いて、ガクンときた。

質問：ただね、原発の比率についてはね、規制庁が、規制  
委員会が外局としてあるから、環境省は何も言えないんだ  
という姿勢は、これは本末転倒ですよ。やっぱりね、原発につ  
いて、どんどん増やせというならプレッシャーになるけど、減  
らせというならプレッシャーにならない。ですから、むしろ20  
～22%、こうゆうのは大きすぎると、もっと減らせということ  
を環境省として言って、再生可能エネルギーをもっと増やせる  
んだと、35では、僕はもっと政策をやったら40とかやれると  
思うんだけどね。そういうようなところをもっと前に出さないと、  
経産省が20～22と言うてるから、原発ははいそうですかとい  
う姿勢では、環境省はダメだと思いますよ。規制庁、規制委  
員会があるからといって、あるからこそ原発については厳し  
い態度をとらないと、あかんのじゃないですか。(「そうよ責  
任よ。事故が起きたら、環境省の責任になるよ。」の声)これ  
まで圧力になるのは、どんどん進めろというのが、圧力にな  
った。計画通りに下げろというのは全然圧力にならない。規  
制委員会にとって。規制委員会はあくまで規制基準に合う  
かどうかを判定するだけであって、それが伸びようがどうし  
ょうが、あまり関係ないわけですよ。下げることについては  
ね。増やして、どんどん再稼働せよということになると、早  
く認可せなあかんということで、圧力になるわけです。そう  
いう意味では、最初におっしゃったように、原発については環  
境省は何も言えないという、それは違うと思う。減らせとい  
うことをどんどん言って欲しい。もし、環境省として原発の比  
率を下げて、再生可能エネルギーを増やすということであ  
れば、それを前に出して欲しい。特に接続可能量ね、太陽  
光と風力、これの接続可能量を決める時に、原発を全部動  
かすというのを基本的な枠組みを取って、その上で可能な  
量は接続可能量になっているじゃないですか。それを超え

て接続した場合は、無制限の出力制御をやる。それを前提  
で覚悟して接続せよという、無責任な接続可能量じゃない  
ですか。それについて、やっぱり、環境省は再生可能エネ  
ルギーを35%に上げようと思ったら、こんな接続可能量はダ  
メだと言わんとあかんのじゃないですか。そういうことを言わ  
ずに、原発の22%まで上げるということ容認してるという姿  
勢ではアカンと思いますよ。(「国民も業者も裏切っていると  
思いますよ。再生可能エネルギーに行こうと思ったら、ああ  
という感じじゃないですか。」の声)首根っこをしめられた状  
態で、再生可能エネルギー35%可能ですよとだけ言ってお  
ったらアカンですよ。経産省が枠組みをはめて、再生可  
能エネルギーの導入できない仕組みを作ったのだから、こ  
んなものは止めと言わないと、35%なんていけませんよ。20  
50年80%をやろうと思えば、原発大增設をやらんとできない  
ことになりますよ。そんなあほなことをされたら、たまらんです  
よ。国民としては、国民の60%以上は再稼働反対で、7割は  
再稼働したら重大事故が起きるのではないかと、もう一遍ね、  
そういう危惧をしていると、マスコミなんかにどんどん出  
てい  
るじゃないですか。そういう声をバックにして環境省はもっと  
言わなあかんじゃないですか。

質問：お願いします。パブコメには出してないけれど、これ  
も意見としてどっかに言うといってください。

司会：それではこれで終わります。